

## 新潟市公共測量作業規程

新潟市公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規定」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項「準則」とあるのは「規定」と読み替え、「規程は、」の下に「新潟市が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規定」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規定」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規定」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規定」と、同上第2項中「準則」とあるのは「規定」と、附則中「準則」とあるのは「規定」と、それぞれ読み替えるものとする。